

2022年10月31日
東京電力HD(株)

受動形個人線量計の導入及び柏崎刈羽原子力発電所組織改編
に伴う保安規定の変更について

1. はじめに

2023年10月に「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」の一部が改正され、外部被ばくの個人線量計の信頼性確保が義務化される。当社では上記改正の対応が示されたNRAガイド※に従い、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)に認定された測定サービス事業者から受動形個人線量計の提供を受けることとしている。現在、柏崎刈羽原子力発電所においては、外部被ばくの個人線量計として電子式線量計(APD)を使用しているが、改正に伴い受動形個人線量計(ガラスバッジ等)の導入を行う。(福島第二原子力発電所においても同様)

本変更に伴い、保安規定に記載の個人線量計が変更となることから、保安規定の変更認可申請を実施する。また、柏崎刈羽原子力発電所においては、組織改編として新たなグループの設置を予定していることから、合わせて変更認可申請を行う。

※ 原子力規制委員会「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」

2. 保安規定の変更内容

➤ 受動形個人線量計の導入に伴う保安規定の変更内容

保安規定第103条(福島第二原子力発電所においては第50条)「放射線計測器類の管理」の中で個人線量計の種類について規定していることから本項目の変更を計画している。

➤ 柏崎刈羽原子力発電所組織改編に伴う保安規定の変更内容

保安規定第4条「保安に関する組織」及び第5条「保安に関する職務」の中で組織図及び各組織における職務を規定していることから本項目の変更(グループの追加)を計画している。

3. 保安規定の施行時期について

受動形個人線量計の導入に伴う保安規定の変更については、線量管理が年度管理であるため、2023年4月1日からの施行を予定している。なお、柏崎刈羽原子力発電所組織改編に伴う保安規定の変更については、認可後、準備が整い次第施行することを予定している。

以上